



島根県報

令和8年6月9日（火）

号外第68号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第375号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字大平3538番1地先から同3533番1地先まで	前	メートル 30.87～ 42.09	メートル 42.37	災害防除工事 拡幅
			後	36.85～ 48.42	42.37	
"	"	出雲市坂浦町字大平3532番1地先から同3531番地先まで	前	15.65～ 41.49	15.73	災害防除工事 拡幅
			後	40.44～ 43.18	15.73	
"	"	出雲市坂浦町字大平3531番地先から同町字谷頭3556番4地先まで	前	8.68～ 30.64	198.96	災害防除工事 拡幅
			後	20.48～ 44.06	198.96	

島根県告示第376号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市大社町鷺浦字太々557番2地先から同地先まで	メートル 104.42	令和8年 6月9日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市大社町鷺浦字住ヶ岩489番1地先から同490番1地先まで	20.06	令和8年 6月9日		
〃	〃	出雲市大社町鷺浦字住ヶ岩490番1地先から同地先まで	25.80	令和8年 6月9日		
〃	〃	出雲市河下町字灘平488番2地先から同1245番1地先まで	27.50	令和8年 6月9日		
〃	〃	出雲市河下町字灘平1245番1地先から同地先まで	20.94	令和8年 6月9日		
〃	〃	出雲市河下町字島山1150番2地先から同1154番地先まで	64.15	令和8年 6月9日		